

仕様書

1 件名

船舶給油施設点検等（境）

2 仕様

(1) 船舶給油施設点検

- ① 地下タンク等の週点検
- ② 予定点検回数 53回
毎週1回水曜日（作業不可の場合は翌日又は前日等）に行うこと。
- ③ 作業は、必要な資格を有する危険物保安監督者又は代行者が行うこととし、事前に境海上保安部（以下「保安部」という。）に連絡する。また、変更の場合も同様とする。
- ④ 点検作業に関しては、本仕様書により実施し、明記なき事項であっても、点検作業に関連する些少のものについては、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内で実施する。
- ⑤ 点検作業中に危険物の漏洩を発見した場合には、保安部及び関係機関に速やかに連絡し、危険物の流出拡大防止、回収等の措置を講じるとともに、原因の究明等についても協力する。
- ⑥ 年末年始等の休日が連続する場合の点検作業については、監督職員と協議する。
- ⑦ 作業項目
 - イ 給油施設の四囲を巡回し、五感による漏油の有無の点検を行う。
 - ロ 検知管により、地下タンク等からの漏油の有無を点検すること。
 - ハ 各計器を点検し、各計器等からの漏油の有無を点検すること。
 - ニ 点検作業の結果は、別紙1「点検記録表」に記載の上、境海上保安部管理課に提出すること。
 - ホ 点検時に使用する検査棒等の落下防止措置を講じることとし、落下事故が起きた場合の復旧に係る費用は、請負業者の負担とする。

(2) 船舶燃料給油作業

- ① 給油所から当庁が指定する船舶へ給油すること。
- ② 給油予定時間 48時間
内訳 24回（予定回数24回（月平均2回）
ポンプ能力 毎分2キロリットル
予定数量 90キロリットル/回
予定時間 2時間/回
各作業時間は30分未満は切捨て、30分以上は1時間として、1時間単位で請求するものとする。
- ③ 作業時間帯は次により区分し、各単価は別途協議するものとする。
なお、作業時間は請負業者事務所から給油所までの往復時間を含むも

のとし、2隻以上の船舶に給油するために、1隻の給油作業が終了し、次の給油作業を開始するまでの時間は、給油作業と見なす。

ただし、「請負業者の事務所までの往復時間」と「次の給油作業を開始するまでの時間」を比較し、短い方を作業時間として採用する。

・勤務時間 08:30から17:00まで

・時間外 17:00から翌日08:30までの時間とし、深夜勤務時間を除く。

・休日 日曜日、祝日及び午後10時から翌日の午前5時まで

- ④ 作業は危険物取扱者（乙種第四類危険物取扱者）1名及び作業員2名とし、事前に給油作業を行う危険物取扱者の名簿を提出すること。
また、連絡担当者を指名し夜間及び休日等の連絡方法を連絡すること。

- ⑤ 船舶への給油日時連絡は、担当職員から連絡担当者を介して行うものとし、給油日時については、担当職員と協議して決定する。

なお、給油は原則平日（土曜日を含む）の日中（08:30～17:00）に行うものとし、給油日時が土曜日もしくは休祝日又は夜間である場合は、可能な限り直前の金曜日（金曜が祝日の場合はその前日）正午までに連絡を行うものとする。

また、原則（1/1～1/3）の給油は行わない事とする。

- ⑥ 作業員は事前に器材の取扱及び給油作業等の訓練を行うこと。

また、職員が変更となった場合も同様とする。

- ⑦ 作業は本仕様書により実施し、明記なき事項と言えども給油作業に関連する些少のものについては、監督職員の指示に従い請負金額の範囲内で実施すること。

- ⑧ 作業方法については、予め担当職員と打ち合わせて実施すること。

- ⑨ 準備、給油、後片付け作業は、保安監督者の監督及び指揮により、事故及び漏油事故等のないように行うこととし、漏油事故が発生した場合には、海上への流出防止対策及び海上での拡散防止対策を講じるとともに、関係者に連絡を行うこと。

なお、請負者の不注意により生じた漏油事故の防除措置費用及び官有品等に損傷を与えた場合の復旧に係る費用は、請負業者の負担とする。

- ⑩ 遵守事項

危険物取扱者は、給油作業全般の指揮・監督を行うものとし、作業員により次の作業を行うこと。

イ 岸壁上に車両通行を規制する支柱、バー等を運搬し、所定の場所に設置すること。

ロ 岸壁上に設置するホースを運搬し、固定金具により確実に固定すること。

ハ 船舶の給油口に接続するホースを運搬し、固定金具により確実に固定すること。

ニ 上記ホースの接続下部に漏油防止用の受皿を設置すること。

ホ 安全を確認の上、給油用ポンプの起動及び停止を行うこと。

ヘ 各ホース結合部からの漏油がないか監視し、漏油を発見した際には、

保安監督者に連絡すること。

ト 作業終了前後のタンク保管量を測定すること。

チ 作業終了後、使用した器材の撤去、格納用倉庫への搬送を行う。

リ 作業に使用した器材等の損傷の有無を確認する。

3 履行場所

境港市竹内1号岸壁

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

5 検査

(1) 船舶給油施設点検

別紙1「点検記録表」により検査職員の検査合格をもって完了とする。

(2) 船舶燃料給油作業

完了届を提出し、請負者立会いのもと検査職員の検査合格をもって完了とする。

6 支払条件等

検査合格后、毎月払い。

官署支出官 第八管区海上保安本部総務部長あて請求書を提出すること。

7 その他

(1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議しその指示に従うこと。

(2) 請負業者は、契約締結後、速やかに事務所から給油所までの通常経路及び所要時間を記載した書面を担当職員に提出し、その確認を受けること。

(3) 履行に際し、知り得た事実については他に漏洩してはならない。

8 仕様に関する問合せ先

境海上保安部管理課渉外係

0859-42-2532

点検記録表

点検対象	設置場所	鳥取県境港市竹内団地125-1		
	施設名	境海上保安部地下貯蔵タンク及び付属設備		
	危険物の類別、品名(指定数量)、最大貯蔵量、	第4類・第2石油類・軽油 (1000ℓ)・300,000ℓ	指定数量の 倍数	300倍
点検実施日	令和 年 月 日			
点検実施者	所 属			
	氏 名			印
	免状の区分		免状番号	
点 検 内 容	点 検 結 果			
地下タンク等の四囲を巡回、五感による漏油の有無				
検知管による、地下タンク等からの漏油の有無				
各計器等からの漏油の有無				

船舶給施設定期点検等(境)

黄色 点検日

点検日が作業不可の場合は翌日又は前日等に行う。

令和8年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

合計 5 回

令和8年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

合計 4 回

令和8年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

合計 4 回

令和8年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

合計 5 回

令和8年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

合計 4 回

令和8年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

合計 5 回

令和8年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

合計 4 回

令和8年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

合計 4 回

令和8年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

合計 5 回

令和9年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

合計 4 回

令和9年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

合計 4 回

令和9年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

合計 5 回

予定点検回数 : 53 回